

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3839
18年3月20日(火)
・Fax 095-828-1953

郵政ユニオンが全国19の 職場で抗議のストライキ

おはようございます。

二〇一八年春闘をたたかっている郵政ユニオンは、本日全国の十九の職場でストライキに入ります。(詳細は別配布の春闘ピラを参照ください)

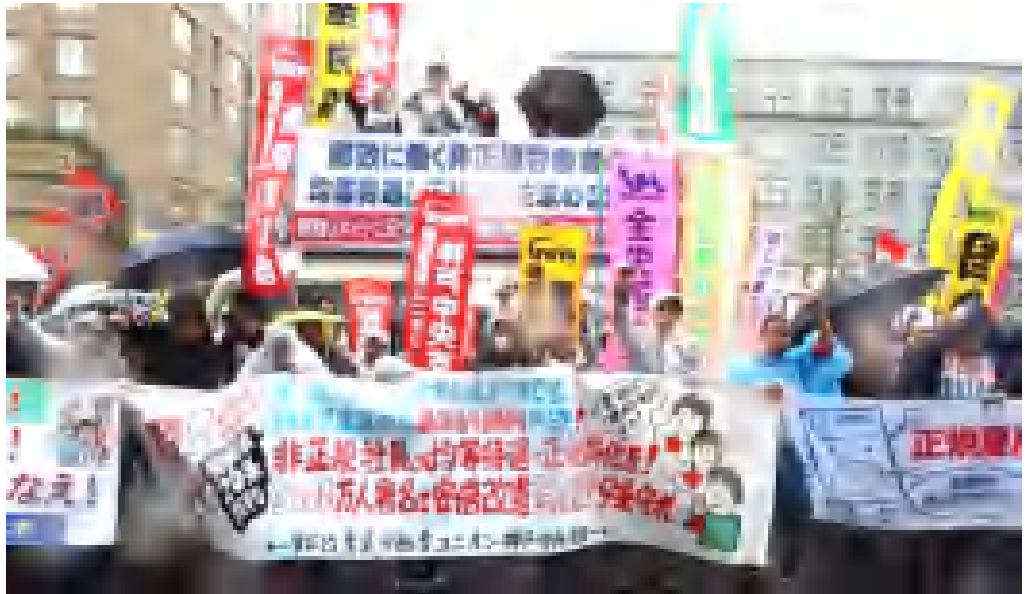
これまで郵政ユニオンは七度にわたり、春闘(賃上げなどの諸要求)に関する中央交渉を、郵政本社と行ってきた。しかし、示された最終回答は、「ゼロ回答」に等しく、とうてい受け入れられないと判断し、私たちは抗議のストライキに入ります。
以下、ストライキ宣言文を掲載します。

*** **

3・20 ストライキ宣言

私たち郵政ユニオンは本日18春闘要求に対する会社の不誠実な回答に対し、要求の実現をめざして、早朝より全国19の職場でストライキに突入した。また、ストに入っていない職場においても早朝ピラ配布や同前集会などをおこない、ストライキへの連帯行動を展開している。

東西の郵政労契法20条裁判で格差是正の地裁判決が出されて以降、初めての春闘で



は、内部留保で大幅賃上げを実現するとともに、非正規社員の均等待遇を前進させて、貧困と格差を早急に是正することが求められていた。

それにもかかわらず、3月15日に示された会社回答は、正社員の経済的な要求について年間一時金の0.3月の引上げ、初任給の引上げはあったものの、月例給与の引上げとなるベアは3年連続で見送

られた。一時金の引上げについても会社経営責任によつて生じた「JPEキスプレス」の負債の遺産」を元に戻したに過ぎない。

非正規社員の均等待遇要求に対しては、時給制契約社員の賞与支給係数の引上げや期間雇用社員等への年始勤務手当の新設、アソシエイト社員への夏期・冬期休暇各1日の付与などの一定の回答はあったものの、正社員との不合理な格差の是正という労契法20条の趣旨と二つの地裁判決を無視する回答となっている。

さらに、一般職の住居手当や正社員の年末年始勤務手当の「年末」部分を廃止するなどの回答は、20条裁判で比較対象としている一般職の労働条件の引き下げ、訴えの根拠となっている正社員の既存の手当と制度の見直すことに

よつて、20条裁判を骨抜きにしよつとするものである。会社は16日の回答交渉の中で、「正社員、非正規社員にできるだけ処遇改善した」と強気のコメントを行なったが、回答内容はそのコメントとは程遠いものであり、強く抗議する。

経団連さえも経労委報告で、内部留保を賃上げ原資にすることを求めて検討するよう促さざるをえなくなるまで、日本経済がデフレから脱却できずに行き詰まっている。

だからこそ、40万近くの社員を有する日本郵政グループが、企業の社会的責任を自覚し、社員の苦しい生活実態や労働条件の改善に向け、賃金の大幅引上げや非正規社員の均等待遇、大幅増員などの要求に応えることが求められている。

郵政ユニオンは、本日のストライキ成功で組織の団結をいっそう強め、18春闘要求の前進をめざして最後までたたかい抜くことをここに宣言する。

二〇一八年三月二十日
郵政ユニオン中央闘争委員会

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。